

平成29年 8月 24日

保護者の皆様へ

海南市教育委員会  
海南市立大東小学校長

## 欠席した場合の給食の取扱いについて

### 1 出席停止になった時

学校感染症（おたふくかぜ、水ぼうそう、はしか、ふうしん、インフルエンザ、感染性胃腸炎 等）で医師の診断等により登校を停止した場合

### 2 長期欠席

連続5日以上欠席する場合(土・日・祝日を除いて)

例えば、水木金土日月火のように土日は含んだ欠席の場合は、土日を除いて連続5日の欠席となります

以上の場合は、できるだけ早く、担任まで文書か電話で連絡してください。

連絡があれば、担任が折り返し規定の用紙をお渡ししますので、必要事項を記入し捺印のうえ後日担任へ提出してください。

届け出は **午後4時** までをお願いします。

届け出のあったその日は、翌日の物品の納入を変更することができませんので、翌々日から給食1食につき250円が差し引かれます。

また、届け出のない場合は、差し引くことができませんのでご了承ください。

なお、給食を再開する場合も、登校する **前々日の午後4時** までに、担任まで連絡をお願いします（ご連絡がないと、給食が用意できません）。